

熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第1号、第31条の10、熊本県補助金等交付規則並びに熊本県健康福祉補助金等交付要項に規定する自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 訓練給付金の支給対象者は、熊本県内の町村に住所地を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)であって、次の給付要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。(ただし、児童扶養手当法施行令(昭和39年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)
- (2) 給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して次条に規定する講座を受けさせることが適職に就かせるために必要であると認められるものであること。

(対象講座)

第3条 訓練給付金の支給の対象となる講座(以下「対象講座」という。)は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が指定する講座
- (2) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が指定する講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が指定する講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

(給付額等)

第4条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、訓練給付金は、原則として過去に訓練給付金を受給したことがある者については支給しないものとする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者(第3条(1)及び(2)の講座を受講する者)
支給対象者本人が対象講座の受講のために支払った費用(以下「教育訓練経費」という。)の60パーセントに相当する額とする。ただし、その60パーセントに相当する

額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の給付はしないものとする。

(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（第3条（3）の講座を受講する者）

教育訓練経費の60パーセントに相当する額または、修学年数に40万円を乗じて得た額の少ない方の額とする。支給額の上限は160万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の給付はしないものとする。

(3) 受講開始日現在において前各号以外の支給対象者

前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が12千円を超えない場合は支給しない。）

なお、令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例による。

2 教育訓練経費は、対象講座に係る教育訓練施設に対して支払われた入学料（対象講座の受講開始に際し、当該教育訓練施設に納付する入学金又は登録料）及び受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））並びにそれらの経費の消費税及び地方消費税の額であって当該教育訓練施設の長がその支払を証明したものとする。

なお、算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

（対象講座指定前の事前相談の実施）

第5条 訓練給付金の給付を受けようとする者は、対象講座の受講により自立が効果的に図られるよう、住所地を管轄する福祉事務所の母子・父子自立支援員に対して事前に相談しなければならない。

（受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続）

第6条 訓練給付金の給付を受けようとする者は、知事に対し、自らが受講しようとする講座について「熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付対象講座指定申請書」（別記様式第1号。以下「対象講座指定申請書」という。）を対象講座開始日の1ヵ月前までに提出し、当該講座の指定（以下「対象講座の指定」という。）を受講開始前に受けなければならない。

2 知事は、受付期間内に提出された対象講座指定申請書について、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否を決定するものとする。

3 知事は、対象講座の指定の可否を決定するに当たり、母子家庭等自立支援給付金支給審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

4 知事は、第2項の規定による決定を行った場合には、その旨を「熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付対象講座指定通知書」（別記様式第2号。以下「対象講座指定通知書」という。）により申請者に対し通知するものとする。

5 対象講座指定申請書には、次の書類等を添付しなければならない。ただし、公簿等で確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないものとする。

(1) 申請者（母子家庭の母又は父子家庭の父）及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世

帯全員の住民票の写し

- (2) 申請者（母子家庭の母又は父子家庭の父）に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者（母子家庭の母又は父子家庭の父）の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記様式第3号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- 6 受給要件の審査に関しては、次の点に留意することとする。
- (1) 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて
訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないものとするため、過去の受給の有無について確認することとする。
 - (2) 類似制度による支給を受けている者の取扱いについて
受給資格の認定に当たっては、過去の教育訓練給付金の受給の有無、高等職業訓練促進給付金の受給の有無、求職者支援制度による職業訓練受講給付金の受給の有無等他制度における受給状況を聴取して参考として受給要件の審査をすることとする。
 - (3) 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在においてその者の教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合で、事前相談等で職歴を把握したうえでなお、確認が必要なとき等には、住所地を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認することとする。
- 7 対象講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、指定をしようとする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父を適職に就かせる観点から適当であるかも含め審査を行うものとする。
- また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

（訓練給付金の支給等）

- 第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、知事に対して、「熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書」（別記様式第4号。以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による支給申請を受けた場合、当該支給申請をした者が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。
 - 3 知事は、前項の規定による決定を行ったときは、遅滞なくその旨を「支給決定（不承認）通知書」（別記様式第4号）により当該支給申請をした者に通知するものとする。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定して併せてこれを本人に通知するものとする。
 - 4 第1項の規定による支給申請は、受講修了日の翌日から起算して1か月以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる支給対象者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して1か月以内

に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

5 支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

また、所得に関する書類については、証明すべき対象となる所得が対象講座指定時と同じである場合は、これを省略させることとして差し支えない。

- (1) 申請者（母子家庭の母又は父子家庭の父）に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者（母子家庭の母又は父子家庭の父）の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記様式第3号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - (2) 対象講座指定通知書
 - (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定した教育訓練修了証明書
 - (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
 - (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- （受給者の報告義務）

第8条 前条により訓練給付金の支給を受けた者は、技能、資格等の取得状況及び就業状況について、知事に報告しなければならない。

（経過措置）

第9条

- (1) 平成29年4月1日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にあらかじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がある。雇用保険法第60条の2第4項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成29年4月1日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。
- (2) 受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又妻の生死の明らかでない者で政令で定

めるもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。) であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行し、平成19年10月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年10月17日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年2月23日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年12月15日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年8月16日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月6日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月13日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。